

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成14年4月から同年12月までの期間については30万円、15年4月から同年12月までの期間については20万円、16年4月から同年12月までの期間については17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から16年12月まで

ねんきん定期便に記載された標準報酬月額の記録について、確定申告書(控)の記録と照合したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、確定申告書に記載された給与収入額より低い金額となっていた。

申立期間について、調査の上、実際に支給された報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成14年4月から同年12月までの期間、15年4月から同年12月までの期間及び16年4月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については、当時の事業主が提出した当該期間に係

る賃金台帳及び申立人が提出した当該期間に係る確定申告書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、14年4月から同年12月までの期間については30万円、15年4月から同年12月までの期間については20万円、16年4月から同年12月までの期間については17万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が加入するB厚生年金基金が保管する申立人に係る加入員異動履歴において、申立期間の標準報酬月額が同社に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、事業主は、「当時、会社の経営状況が厳しかったため、社会保険料の負担を軽減する目的で、従業員の報酬月額について、実際に支給した給与額より大幅に減額して社会保険事務所（当時）に届けた。」としてオンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出ていたことを認めているところ、前述の賃金台帳等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の賃金台帳等資料で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち平成15年1月から同年3月までの期間及び16年1月から同年3月までの期間については、前述の賃金台帳及び確定申告書等において確認できる当該期間の報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、すべての申立期間に係る標準賞与額については、90万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日  
② 平成15年9月30日  
③ 平成16年7月31日  
④ 平成16年9月30日  
⑤ 平成17年7月30日  
⑥ 平成18年7月31日  
⑦ 平成19年7月31日

ねんきん定期便を確認したところ、A事業所で、平成15年7月、同年9月、16年7月、同年9月、17年7月、18年7月及び19年7月に支給された記録となっている標準賞与額について、社会保険庁（当時）の記録上の標準賞与額と実際に支給された賞与額に相違があることが分かった。

調査の上、すべての申立期間に係る標準賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があったA事業所発行の賞与支払明細書により、申立人は、平成15年7月22日、同年9月30日、16年7月31日、同年9月30日、17年7月30日、18年7月31日及び19年7月31日において、標準賞与額（90万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主がオンライン記録どおりの賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、すべての申立期間に係る保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の、申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成17年3月については12万6,000円、同年5月から18年6月までの期間については10万4,000円、同年7月については20万円、同年8月から同年10月までの期間については19万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の平成18年11月から19年2月までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果20万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月から19年2月まで

申立期間については、A事業所に勤務していたが、給料支払明細書を確認したところ、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を上回る保険料額が控除されていたことが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成17年3月及び同年5月から18年10月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する17年3月、同年5月から同年12月までの期間、18年7月及び同年8月の給料支払明細書、申立事業所から提出された同年1月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月の賃金台帳及び決算報告書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、当該期間のうち、17年3月については12万6,000円、同年5月から18年6月までの期間については10万4,000円、同年7月については20万円、同年8月から同年10月までの期間については19万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出について、社会保険事務所に誤った標準報酬月額を提出し、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付額であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 社会保険庁（当時）の記録によれば、申立期間のうち、平成18年11月から19年2月までの期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の21年4月30日に9万8,000円から20万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となっている。

しかしながら、申立事業所から提出された平成18年11月、19年1月及び同年2月の賃金台帳及び申立人から提出された18年12月の給料支払明細書から、当該期間について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出について、社会保険事務所に誤った標準報酬月額を提出し、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付額であったことを認めている

ことから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成16年4月から17年2月までの期間及び同年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、当該期間の申立人の給与において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成16年9月、同年11月、17年2月、同年3月、同年7月及び同年8月については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記期間における申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月から17年8月まで

A事業所における申立期間の標準報酬月額が、給与から控除された保険料に見合う標準報酬月額より低く記録されていることが分かった。当時の給与支払明細書があるので、申立期間の標準報酬月額を実際に控除された保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成16年9月、同年11月、17年2月、同年3月、同年7月及び同年8月に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、過失により32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料

を控除していたと供述していることから判断すると、事業主は、給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年10月、同年12月、17年1月、同年4月から同年6月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より高いことが確認できるものの、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、上記特例法に基づく記録の訂正は認められない。

## 徳島国民年金 事案526

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

私が大学の二年生のときに「20歳から国民年金に加入し、保険料を納めなければならなくなった。」と母親から話があった。当時、大学生であったため、母親が国民年金の加入手続をし、以後、私の国民年金保険料を納付した。3年間納めた領収書を母親から受け取っているのので、確かに保険料を納付していた。調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年11月30日以降にA市区町村（現在は、B市区町村）において払い出されたものと推認でき、この時点では、申立期間のうち、一部の期間は時効により納付できない期間であり、そのほかの期間は、過年度納付が可能であるが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親は、「加入手続時に保険料を一年分前納し、以後、毎年役場で保険料を前納した。」と主張しており、その主張に過年度納付をうかがわせる供述は無く、ほかに申立人の母親がさかのぼって当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得年月日は昭和62年4月1日となっており、当時、A市区町村は申立期間を未加入期間として取り扱っていたことが推認できる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時、住所を県外に異動させていたとされているところ、改製原附票において、A市区町村の本籍地に住所を定めるまでの昭和57年4月4日から62年4月1日までの期間、申立人はC都道府県

D市区町村及びE都道府県F市区町村に住所を定めていたことが確認できることから、A市区町村役場で国民年金加入手続きを行い、保険料を納付したとする申立人の母親の主張は不自然である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案426（事案133の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月から41年11月まで

昭和34年3月から同年5月までA事業所に勤め、35年7月から41年12月まではB事業所に勤務した。63歳で年金裁定請求を行った際に脱退手当金が支給されていることが分かったが、厚生年金保険被保険者証を紛失していたのでそのままにしていた。平成18年に母が死亡し、19年末に母の遺品を整理したところ、厚生年金保険被保険者証と脱退手当金支給決定通知書が出てきた。脱退手当金請求時はC都道府県に在住しており脱退手当金を請求することはできない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する厚生年金保険被保険者証には、「脱 42.9.21 D」との押印がなされていることが確認できる上、脱退手当金の支給を決定した際に通知する脱退手当金支給決定通知書を所持していること、ii) 社会保険事務所(当時)が保管している申立事業所の被保険者原票にも、「脱」の押印がなされている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないこととして、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の請求日である昭和42年7月31日にはC都道府県に在住し、同日、E公共職業安定所に出頭していることが確認できる「失業保険金受給資格者証」等資料を提出し、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立内容及び今回提出された資料に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申

立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年から58年4月1日まで

私は、昭和53年にアルバイトとしてA事業所に入社し、その1年後から3年後の間に本採用となった。

同社では運転手として継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得は昭和58年4月1日と記録されている。

雇用保険被保険者資格の取得日が昭和56年11月15日であるので、少なくともその時から厚生年金保険料も控除されていたと思う。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の事業主から提出された申立人に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和58年4月1日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当時給与等の事務を担当していたとする者は、申立人を記憶しており、「申立人は、アルバイトで入社し、数年後、本採用にするため厚生年金保険の加入を勧めたが特に希望しなかったため、雇用保険だけ先に加入させた。厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）に資格取得届を提出し、決定された標準報酬月額に基づき給与から保険料を控除していたので、厚生年金保険

に加入させていない者の給与から保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

さらに、前述の被保険者原票において、申立期間を含む昭和53年4月1日から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した58年4月1日までの期間の記録に、申立人の氏名等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から42年3月28日まで  
社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和42年3月28日から43年2月29日までの期間において、A事業所において厚生年金保険に加入していたことになっているが、申立期間についても当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚(申立人が記憶する同僚を含む。)に照会を行ったものの、申立人の入社時期等についての具体的な供述が得られず、申立人の申立事業所における勤務期間の始期を特定することができない。

また、申立人は、昭和41年4月に申立事業所に入社したと主張しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、i)申立人が、自身の入社時期以前から勤務していたと記憶する複数の同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が41年7月1日であること、ii)申立人が、自身より後に入社してきたと記憶する複数の同僚について、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立人と同日の42年3月28日であることが確認できるとともに、当該被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほかの同僚一人は、「厚生年金保険については、入社後しばらくして加入させてもらった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿によれば、申立期間を含む昭和34年12月1日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した42年3月28日まで

の期間に係る記録に、申立人の氏名等はない。

加えて、申立事業所は既に解散している上、申立期間当時の役員及び社会保険事務担当者については連絡先不明などにより、供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほかに申立人の給与から事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年2月まで

私は、昭和55年10月から56年2月までの期間において、A事業所において正社員として勤務し、集金等の業務に従事していた。

勤務していたことは間違いがないため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された給料台帳等により、申立人が申立事業所において、申立期間のうち、少なくとも昭和55年11月から56年1月までの期間において勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間に係る前述の給料台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和55年10月及び56年2月について申立事業所は、「当該期間に係る給料台帳に申立人の氏名は記載されておらず、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。」と回答している。

さらに、申立事業所から提出された前述の給料台帳に記載されている申立人を除く従業員10人のうち5人について、給与から厚生年金保険料が控除されていない期間が確認できるところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該5人は、厚生年金保険料の控除が確認できない期間について、厚生年金保険の被保険者期間が確認できず、前述の給料台帳において厚生年金保険料の控除が確認できる期間については、厚生年金保険の被保険者期間が確認できることから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票によれば、昭和55年2月1日から56年5月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に、申立人の氏名等は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。